# 高森町デジタル防災行政無線施設整備事業

# プロポーザル実施要領

令和元年　５月

熊本県高森町

# 高森町デジタル防災行政無線施設整備事業に係るプロポーザル実施要領

## １　要領の目的

本要領は、「高森町デジタル防災行政無線施設整備事業」についての施工事業者の選定を、企業評価、企画力，技術力，実績等の観点から、プロポーザル方式にて実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

## ２　本業務の委託目的

本町では、免許期限の迫る老朽化した防災行政無線設備をデジタル化更新し、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援を受けることにより、当該設備の充実や難聴地区の課題解決等を目指し、かつ将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築することを目的とする。

## ３　業務概要

⑴ 件名

高森町デジタル防災行政無線施設整備事業

⑵ 履行期限

令和３年３月２６日

⑶ 履行場所

高森町内一円

⑷ 業務内容

「高森町デジタル防災行政無線施設整備事業要求水準書（以下「工事要求水準書」という。)」

⑸ 応募価格要件

上限額　７２０，０００，０００円（消費税を含む）

※ 上記上限額は、予定価格ではない。

上記上限額は、本業務に掛かるすべての費用を含むものとする。

応募事業者は、上記上限額を超えない範囲で見積もりを提出すること。

## ４　プロポーザルの日程

| | |
|---|---|
| ⑴ 公募開始 | 令和元年５月　８日（水） |
| ⑵ 参加申込書提出期限 | 令和元年５月１５日（水） |
| ⑶ 質問締切日 | 令和元年６月　３日（月） |
| ⑷ 質問に対する回答期限 | 令和元年６月　６日（木） |
| ⑸ 技術提案書提出締切日 | 令和元年６月１７日（月） |
| ⑹ 第一次審査結果通知 | 令和元年７月　１日（月）【予定】 |
| ⑺ 二次審査（ヒアリング） | 令和元年７月　８日（月）【予定】 |
| ⑻ 第二次審査結果通知 | 令和元年７月１０日（水）【予定】 |

## ５　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) ２０１９年度高森町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿において、電気通信工事業として登録されているもの。

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

(3) 高森町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に規定する指名停止措置を受けていないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団その他の本工事を行うのにふさわしくない者でないこと。

(5) 金融機関の取引が停止されている等，経営不振の状況にないこと。

(6) 建設業法第１５条の電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ており、かつ最新の経営事項審査結果の電気通信工事の総合評点値が１，０００点以上であること。

(7) 建設業法第２６条の監理技術者（電気通信工事）の資格を有する専任者を配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は，本資格確認申請のあった日において、３ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

(8) 過去において同種工事における同規模(７億円以上)の元請完工実績(ＪＶの場合は出資比率に応じた金額とする)を、九州内に有していること。(工事が完成したもので，かつ財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「ＣＯＲＩＮＳ」という。）に登録されているものに限る。

(9) 過去においてデジタル移動系の元請完工実績を有していること。

(10) 総務省より直接免許を受けたデジタル同報系(６０ＭＨｚ帯)市町村防災行政無線の実験局を自ら所有し、本業務において電波伝搬調査に使用する実験局は、自ら製造したものを使用し測定を行うこと。

(11) デジタル防災行政無線（同報系）の機器製造者又は同製造業者の関係する会社（会社法第２条第３号及び第４号に規定）であること。また，九州管内に支店又は営業所があること。なお，参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社より１社のみの参加とすること。(複数社の参加は認められない)

(12) 無線局の登録点検事業者であること。

(13) ＩＳＯ２７００１（ＩＳＭＳ）を取得していること。

(14) ＩＳＯ９００１を取得していること。

(15) 環境マネジメントシステム（ISO14001）を取得していること。

(16) プライバシーマークを取得していること。

## 6　選定方法

(1) 実施方式

公募型プロポーザル方式

(2) 審査方法

審査は「高森町デジタル防災行政無線施設整備事業 選定委員会」（以下「委員会」という。）において行うものとし、その方法は、次のとおり第一次審査（書類審査）と第二次審査（ヒアリング）を実施する。

① 第一次審査（書類審査）

提案書の書類審査を行い、優良提案を３件程度選定する。

ア　選定結果の通知日

令和元年７月１日（予定）

イ　選定結果の通知方法

提案書を提出した者全員に対し、電子メールおよび書面により合否の結果を通知する。

② 第二次審査（ヒアリング）

第一次審査で選定された者の中から、次の通りヒアリングを実施する。

ア　実施概要は下記のとおりとする。

（ア）実施場所　：高森町役場内

（イ）実施予定日：令和元年７月８日（予定）

（ウ）時間　：６０分程度（プレゼンテーション３０分、質疑応答３０分）

（エ）出席者　：配置予定監理技術者等（４名まで）

イ　ヒアリングの時刻、詳細な場所、留意事項等は別途通知する。

ウ　ヒアリングでは、技術提案書に記載された事項についてプレゼンテーション及び質疑応答を行う。

エ　ヒアリング時の追加資料は受理しない。

オ　参加者の責によりヒアリングに出席できなかった場合は、提案書の内容について確認できないため、評価しない。

カ　注意事項

（ア）審査当日は、プロジェクター及びスクリーンのみ高森町が準備する。パソコンは、参加者が用意すること。

（イ）準備はヒアリング開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は所要時間に含める。

（ウ）提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは評価の対象としない。

③ 評価基準

別紙「高森町デジタル防災行政無線施設整備事業　審査基準書」による。

## 7　手続等

(1) 担当部局

〒８６９－１６０２
熊本県阿蘇郡高森町大字高森 2168 番地
高森町役場　総務課　総務係
電話：０９６７－６２－１１１１
FAX：０９６７－６２－１１７４
電子メール：soumu@town.kumamoto-takamori.lg.jp

(2) 応募方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」(様式１)及び下記関係書類を以下のとおり提出すること。

① 経営規模等評価結果通知書
経営規模等評価結果通知書(国土交通省認可)で「電気通信」の総合評価が判断できるものの写し。

② 同種工事実績
過去５年以内のデジタル同報系防災行政無線整備工事実績（様式４）に記入し、提出すること。４件以上の実績がある場合は、契約金額の大きいものから順に記載すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しないこと。また、記載した工事案件について、CORINS の写しも添付すること。

③ 配置予定技術者の実績
配置予定技術者の過去５年以内の通信工事実績を「配置予定技術者実績説明書」（様式５）に記入し、記載した工事案件について、CORINS の写しも添付すること。なお、工事が完了していない契約については、記載しない。

④ 配置予定技術者の資格
配置予定技術者の監理技術者証の写し及び雇用証明の写し。

⑤ 実験局の免許
自社が所有するデジタル同報系の免許の写し。

⑥ デジタル防災行政無線（同報系）の機器の証明
参加資格５項の(11)が証明できる書類

⑦ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の写し

⑧ 品質マネジメントシステム（ISO9001）の写し

⑨ 環境マネジメントシステム（ISO14001）の登録の写し

⑩ プライバシーマークの登録の写し

(3) 参加資格の可否および喪失

工事担当課長は、参加申込書を提出した者について、提案資格を満たしているのかを確認し、参加資格審査通知書兼提案書等提出依頼書をＦＡＸにて通知する。ＦＡＸを受領した時点で参加資格を有するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

① 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をしたとき。

② 工事の契約締結を行うまでの期間中に、５項「参加資格要件」に該当しなくなったとき。

(4) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「辞退届」（様式２）に必要事項を記載の上、担当部局へ持参または電子メールで送付すること。なお、電子メールを送付した場合は、その受信確認の電話を行うこと。

(5) 提案書等に関する質問および回答

参加申込書の提出を行った後、提案書等に関する質問がある場合は、「質問票」(様式３)に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。

① 質問票提出締切り

令和元年６月３日（月）午後３時まで

② 質問方法

質問票を担当部局へ電子メールに添付し送付すること。電子メールの件名は「【貴社名】プロポーザル質問票」とすること。電子メール到着後に【受領】の返信を１営業日以内に行うこととするので、もし質問メールの送付後１営業日以内に【受領】の返信がない場合は担当部局へ確認すること。

※期限を過ぎた質問は一切受け付けない。

③ 回答方法

令和元年６月６日（木）までに、全ての応募者に質問者を伏せた上で、電子メールにて送付する。

(6) 提案書等の提出

８項に掲げる提案書、９項に掲げる見積書および７項の(2)に掲げる①~⑨の資料を以下の要領で提出期限までに担当部局へ提出すること。

① 提出期限

令和元年６月１７日（月）午後５時までとする。

※ただし、提出受付は、土日祝日を除く開庁日のみとする。

※期限内に提案書の提出が無かった場合、辞退したものとみなす。

② 提出方法

担当部局へ持参する事（郵送・メール・FAX は不可）

③ 提出部数

正：１部（表紙及び各見積りに社印が押印されたもの）

副：８部（正の写し）

※８項に掲げる提案書は「正」「副」双方に入り、７項の(2)に掲げる①~⑨の資料および９項に掲げる見積書は「正」にのみ含むものとする。

## 8　提案書の作成

提案書は、Ａ４版で製本し提出すること。図面等はＡ３版でも可とするが、Ａ４版に折込むこと。

提案書の記載内容は、「高森町デジタル防災行政無線施設整備事業　要求基準書」に記載された内容の実現方法等について、「高森町デジタル防災行政無線施設整備事業　決定基準書」の「２．審査基準」表中の「2. 技術提案」および「3. 保守提案」における各項項目順に企画提案書を作成すること。尚、3-4 の保守金額（10 年間）は、老朽化で更新する機器の費用なども含め、運用後に必要となる全ての費用を提示すること。その際に、総額だけでなく、年毎にかかる金額がわかる形で提案書本文中に記載すること。

また、審査基準の表、右から 2 項目「提案書の頁数」を各項目ごとの頁数の上限として提案書を作成すること。全体として３２ページが上限となる。

## 9　見積書

工事費等の見積に関しては下記の要領で作成すること。

(1) 共通事項

３項の(5)「応募価格要件」の上限額を超えない範囲であること。

(2) 設計費用

仕様等にない応募業者が提案した追加機能や提案事項など、「提案書」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目(品目)を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含むものとする。

(3) 工事費用

仕様等にない応募業者が提案した追加機能や提案工事など、「提案書」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また、見積り様式は自由とするが、極力詳細に項目(品目)を洗い出し、その数量・単価も示すこと。見積書は、消費税を含むものとする。

## １０　契約等

工事費等の見積に関しては下記の要領で作成すること。

(1) 契約方法

ア　選定された最優秀提案者と本工事における契約の締結交渉を行う。

イ　発注者と最優秀提案者で協議のうえ、本工事における最終的な仕様を確定した段階で再度、見積書を求める。

ウ　前項アの結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は、最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、次点者と交渉を行うこととする。なお、本審査執行に参加業者間の不正、違反が認められた場合、本選考結果は無効とする。

(2) 契約書

高森町財務規則に基づき作成する。

(3) 契約手続き

本工事の契約は、地方自治法第９６条第１項第５号及び高森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するために、決定後は仮契約を締結し、議会の議決後に本契約となる。

(4) 免責

発注者は、当該議案が議会で可決されなかった場合は、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

## １１　提案に関する留意事項

(1) 本提案に要する書類作成及び調査等の費用については参加者の負担とする。

(2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らしてはならない。

(3) 担当者の連絡先を必ず明記のこと。

(4) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には応じない。

(5) 提出された提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。

(6) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。

(7) 提案書の審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(8) 参加表明書、資料、提案書等に虚偽の記載をした場合においては、「高森町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行うことがある。

(9) 応募事業者が１社であっても審査を行い、評価の点数が基準点を超えた場合は、契約候補者とする。

## １２　その他

(1) 提案の著作権は、各応募事業者に帰属する。ただし、発注者が必要とするときは、応募事業者と協議の上、無償で使用することができるものとする。

(2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は、公正な価格の成立を阻害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
(3) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。発注者の保存期限経過後に破棄する。
(4) 応募事業者の採点順位は、公表することができるものとする。
(5) 提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
ア　提出書類に不足又は、虚偽の内容があった場合。
イ　記載すべき事項の全部又は、一部が記載されていない場合。
ウ　見積金額が上限額を超えている場合若しくは、実行性のない極下限額であった場合。
(6) 本工事の実施体制において、本町内に事務所をおく事業者を参加させることが望ましい。